

「中間貯蔵施設」では 何を貯蔵するのですか？

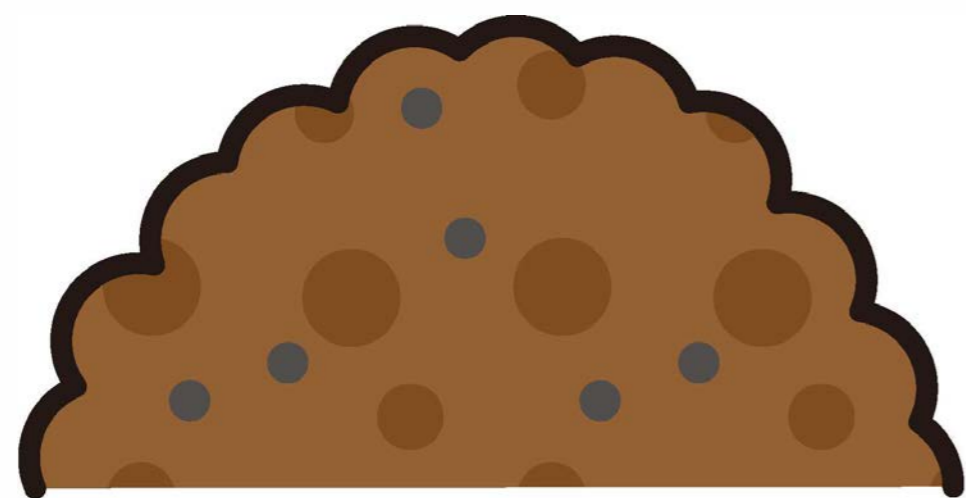
除染に伴い発生した土や廃棄物などを、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設が中間貯蔵施設です。

貯蔵するもの

1

仮置場などに保管されている、
除染に伴い発生した土や廃棄物

仮置場などに保管されている土や落葉・枝など



2

1kgあたり10万Bq（ベクレル*）を超える
放射能濃度の焼却灰など

可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵

* Bq（ベクレル）とは、放射能の強さを表す単位（放射性物質から1秒間に出る放射線の数を表す）

いずれも、福島県内で発生したものに限りです。